

子どもの権利と共同親権・共同監護 非監護親の養育責任とひとり親家庭の福祉施策をめぐって 河 嶋 静 代

The rights of the child and joint parental authority · joint custody
The primary responsibility to care of the noncustodial parent and social welfare policy for the
single parent family
Shizuyo Kawashima

要旨

本論文では子どもの権利の視点から日本の離婚における単独親権・単独監護がもたらす問題を主題としてとりあげ、共同親権・共同監護に移行した欧米諸国との比較において、日本の離婚制度の特徴や非監護親の養育責任遂行のあり方について考察を行った。特に養育費や面会交流の問題に焦点をあて、それらの問題がひとり親家庭の福祉問題や施策とどのように関わっているのかについて検討した。

日本の民法は未成年の養育義務についての規定がなく、離婚手続きにおいて養育費や面会交流の取り決めがなくても離婚が認められる。一方、欧米諸国の離婚では裁判所などへの届け出により、子どもの福祉が確保されているか点検される場合が多い。共同親権や共同監護制度を導入する国では、離婚の際に子どもの親権・監護、養育費、面会交流などについて協議し合意文書を作成、提出することで履行に効力が生じるようになっている。また、共同監護を推進するために、夫婦関係の調整や子どもとの面会交流や養育費履行確保の支援を司法だけではなく、福祉との連携において実施している国もある。非監護の父親の子どものへの養育責任が問われない日本の現状を改善していくためには、共同親権・共同監護制度導入の検討と非監護親をひとり親家庭の福祉施策の中に位置づけて支援していくことが必要だと思われる。

Keyword : 「子どもの権利条約」 「共同親権・共同監護」 「面会交流」 「養育費履行確保制度」

はじめに

日本のひとり親家庭の福祉施策は母子及び寡婦福祉法に基づき、母子家庭等（父子家庭も含む）や寡婦を対象としているが、その主な施策は母子家庭を中心としたものであり、父子家庭に対する支援施策は遅れている。父子家庭への経済的支援策の不備など、男女の性役割に基づく家族モデルを前提としたひとり親家庭の福祉施策にはジェンダーによる不平等がみられる。

戦前は家制度のもとで父親が親権を独占し母親の親権は制限されていた。戦後は家制度の解体、核家族化の進展により、1960年頃を境にして離婚後の親権は父親がとるよりも母親がとることが多くなり母子家庭が増えてきた。また、協議離婚やその他、調停離婚や審判離婚などにおいても子どもは母親が育てることを当然とする「母性優先主義的」傾向があり、子どもの養育は母親が担う場合が多

い。しかし、近年、子どもの養育に関与したいと願う父親たちも増えてきて、子どもと引き離された親たちの共同親権・共同監護を求める運動が活発化している。このような現状とあいまって法曹界における民法改正論議も高まり、親権の問題が政策課題となってきている。

欧米諸国では子どもの権利保障の観点から、親子法が改正されるなど親権の概念も変化している。離婚に際して共同親権・共同監護の制度に移行してきており、非監護親の子どもとの面会交流（面接交渉）¹⁾や養育費に関する規定を設け、子どもが親と会う権利や養育される権利が法的に保障されてきている。こうした状況に対して、日本では離婚後は単独親権・単独監護制度であり、面会交流や養育費に関する定めもなく、子どもの親権・監護をめぐる争いも頻発している。監護親が子どもとの面会交流を拒否すれば非監護親は子どもと会うこともできず、そのまま一生、関係が閉ざされてしまうこともある。こうした状態は「親からの一方的分離」や「親の第一義的養育責任」を謳っている「子どもの権利条約」に抵触するとの懸念が示されているが、子どもの権利よりも親の立場が優先されるなど社会の認識は遅れている。

離婚後の非監護親の子どもの養育責任の問題は、共同親権・共同監護をめぐる問題として焦点化される。言いかえれば子育ての共同化の問題である。

しかし日本の離婚の現状は子育ての共同化には程遠い状況がある。圧倒的多数を占める協議離婚などにおいては、養育費、面会交流の取り決めがなく離婚する場合が多く、それらの問題は母子家庭となつた後に、経済的貧困や養育問題として出現する。一方、非監護の父親の養育責任は放置されたままである。養育費の支払いや子どもとの面会交流の有無は、きわめて子どもの福祉と成長・発達に関わる問題であるが、今日のひとり親家庭施策においては母子家庭の生活支援や就労・自立支援策を中心であり、離婚に際しての相談・支援サービスは欠如しており、ひとり親である非監護親に対する施策は皆無だといえる。ただ、その例外としては児童扶養手当受給抑制を意図して非監護親からの養育費支払いを促進する取り組みがなされている。

こうした状況のもとで、今後、離婚における単独親権・単独監護が共同親権・共同監護に移行すれば、ひとり親家庭の福祉施策の枠組みにも大きな変化が生じるものと推測される。そこで、こうした仮定をもとに本論文では共同親権・共同監護に移行した欧米諸国との比較において、日本の離婚制度の特徴や非監護親の養育責任遂行のあり方について検討を進める。特に非監護親の養育費や面会交流の問題に焦点をあて、それらの問題がひとり親家庭の福祉問題や施策とどのように関わっているのかについて考察する。

研究方法としては法学と社会福祉学に関する先行研究（共同親権・共同監護、面接交流、養育費、児童扶養手当、各種調査）をレビューし、次の5つの要点 ①子どもの権利条約と離婚後の親権のあり方、②欧米諸国の非監護親の養育責任の遂行に効力をもたらすシステムのあり方、③日本の単独親権制度と非監護親の養育責任の履行状況、④養育費履行確保制度を福祉施策と関連づける場合の日本への示唆、⑤日本における「共同親権・共同監護」制度の実現の可能性、を柱として、全体を構成・展開することで、共同親権・共同監護についての問題を包括的に検討し結論づけられるようにする。

第1章 子どもの権利と離婚をめぐる法制度

(1) 子どもの権利条約と親権

親権は「親の子に対する権利」として、日本の民法で「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」(第818条)と定められている。親権 (Parental Authority) という概念は、家父長的権威にもとづくパターナリズムと密接に関係しており、強者の権限を基盤とした弱者への保護という意味合いをもつてきた。親権は父親だけに独占的に付与されていたが、女性の権利の獲得という過程を経て、母権を含む両親権として変遷してきた歴史がある²⁾。離婚において、親権や監護権³⁾が母親にも与えられることになり、今日の多くの母子家庭が出現している。

子どもの権利条約では親の権威の絶対的否定（親の保護責任の強調）が原理として導き出されており⁴⁾、子どもの権利を守るための親の権利という見方ができる。子どもの権利条約では「親権」という言葉は使われていない。「親権」という言葉が子どもの私物化や「懲戒権の濫用」をした児童虐待と結びつくという懸念からである。

子どもの権利を重視する国際的な潮流において民法の親権分野の改正がなされている。ドイツでは親権が、親の権限・権力とされていたものを「親的保護」(Elterliche Sorge)に変えられ、その義務と責任性を包括する概念とされた。イギリスでは1989年に児童法が成立、親権に変わる概念として「親責任」(Parental Responsibility) という概念が採用された⁵⁾。

子どもの権利条約第18条では「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」と定めている。この条文では、両親世帯、別居・離婚した親、未婚の親など、現在子どもと暮らし、子どもを養育・監護する親のみが養育責任をもつと考えられるがちだが、子どもの親権・監護権をもたない非監護親も養育責任を持つ。その養育責任は子どもが大人になり自立するまで存続する。

また、未婚や非婚の親が自分ひとりの意思で子どもを産み育てている場合を除き、通常は子どもを産んだことによる養育責任は子どもを産んだ母、生物的父とともに生ずる。この条文の意味は、生物的親としての責任をも包含している⁶⁾との見方がなされている。

欧米諸国では、子どもの権利条約批准を機に「子どもの最善の利益」の観点から離婚に際し共同親権の考え方を導入してきている⁷⁾。アメリカは子どもの権利条約は批准していないが共同監護を選択できる。

日本は子どもの権利条約を1994年に批准した。しかし、子どもの権利の観点から民法の改正はなされていない。嫡出・非嫡出という概念のある日本では非婚・未婚の母の場合生物的父親の養育責任は母親が法的措置を求める限り放置されているが、スウェーデンでは子どもの権利条約第7条「親を知る権利」、同第18条「親の第一義的養育責任」の観点から、非婚・未婚の母が生物的父親不明の場合、国が子どもの父親を調査・確定し、養育責任を遂行させる支援がなされている⁸⁾。

日本では両親の離婚後は単独親権であり、どちらが親権行使するのか決めさえすれば養育費や面会交流に関する取り決めをしなくとも容易に離婚が可能である。そのため養育費の未払いなど、子ど

もの養育責任を果たさない非監護親（別居親）も多い。これらの状況は子どもの権利条約第18条に謳われた「親の第一義的養育責任」の遂行、「養育責任者を援助する国の義務」（同第3項）、同第27条「生活水準の確保」（第1項）に抵触するものである⁹⁾。

子どもの権利条約第9条「親からの一方的分離の禁止」第3項は、離婚後、別居親との交流を図り関係を維持することを認めており、「面接交渉権の保障」を承認している¹⁰⁾。子どもは親から不必要に引き離されず、親と会いたい時にいつでも会える権利を有している。しかし、日本においては離婚をめぐる親同士の紛争の中で親と引き離され関係が途絶てしまうような状況が生じている。

子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」第1項では、子どもに関する対応策を講ずる時に社会福祉施設、裁判所、行政、立法機関など公的・私的な機関は子どもの最善の利益を考慮することを定めている。日本の離婚ではほとんどの場合、養育費や面会交流の取り決めもなく離婚が成立し（DVなど特別の事情がある場合は例外）、結果的に子どもが不利益を被る場合がある。こうした状況を公的機関が未然に阻止し改善策を講ずることは同第3条の「子どもの最善の利益」の行使に該当するが、多くの協議離婚ではそのような支援はなされていない。欧米諸国では離婚の際に親権・監護の帰属の適否や離婚後の子どもの養育方針などを点検する制度が設置されている。それは児童虐待の防止にもつながり有意義である。

また、同第12条「子どもの意見表明権」を保障するために、親権・監護紛争における子どもの手続き上の代理制度の必要性が指摘されている¹¹⁾。

（2）各国の離婚をめぐる親権、養育に関する制度

離婚に関する法制度、親権の在り方は子どもの福祉に大きな影響を与えている。日本の離婚制度と諸外国の離婚制度のあり方を比べると大きな相違点がみられる。

日本の離婚では協議離婚、調停離婚、審判離婚など¹²⁾が認められているが、有子夫婦の離婚でも特別の制限がない。双方の合意のもとで簡単に離婚が認められる。親権は父母の婚姻中は共同親権・共同行使が原則であるが、離婚に際しては単独親制を取り、夫婦のいずれか一方を親権者に指定しなければならない（民法819条）。現行民法では、未成年の養育義務についての規定ではなく、「親権者は子を監護教育する権利を有し義務を負う」（民法820条）¹³⁾との規定されているのみである。

協議離婚の場合、日本では市役所に届け出るだけでよいが、アメリカ、イギリス、ドイツの協議離婚の場合は、裁判所に届け出ることになっている。これらの国では子どもの福祉について考慮され、有子夫婦の離婚自体の制限や養育費負担に関する規定を置くなど、離婚に対して厳しい制約を課しており、日本のように養育費を取り決めることなく、当事者の協議によって簡単に離婚が許される制度は異例とされている¹⁴⁾。

アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン、ドイツでは共同親権制度¹⁵⁾を導入している。これらの国では子どもの監護、面会交流、養育費の取り決めについて、双方の親が子どもの養育責任を果たせるように裁判所などにおいて合意内容が点検され離婚が承認されるところに日本との違いが見受けられる。

アメリカでは離婚手続きが州ごとに定められている。親の合意で単独監護、分割監護、分離監護、共同監護が選択できる。離婚する夫婦の間で子どもの処遇（監護、面接交流、養育費）などの取り決めをして合意内容を裁判所に提出、裁判所が申立人を審問し離婚判決を申し渡す方式が多い¹⁶⁾。非監護親には面接交渉・訪問権が与えられている。

イギリスでは協議離婚制度はなく、特別手続きにより離婚ができる。当事者の合意が成立しない場合、離婚訴訟となる。どの離婚も裁判所、裁判所外調停といわれる第三者の関与を経ることが必要である¹⁷⁾。離婚請求をする時に、子どもの教育やトレーニング、監護の詳細、子ども医学健康上の問題、扶養、居所や面接交渉のアレンジ、公的ケアへの登録の有無などを書式に記入し裁判に提出し審査される。子どもの意思表示が可能な場合は子どもへの個別調査が必要とされ、不可能な場合は父母との同席面接にて親子関係が観察される。面会交流は子どもの権利であり特別の弊害がない場合以外は積極的に認められている。裁判所は面接交渉命令を強制する権限を持つ。

ドイツの現行法では親の別居・離婚などによっても共同配慮（親権に変わる概念）は変わらない。例外的に特別問題がある場合に申立により単独親権が認められる。両親の同意や子どもの意思、虐待、暴行の場合である。面会は子どもの権利であり親の義務であり、面会の取り決めに違反した場合は、罰金、監護権の変更など制裁がある。離婚の場合、共同配慮や面会について詳細な取り決めができない場合は最終的に裁判になる¹⁸⁾。

フランスでは合意による離婚、破綻離婚、有責離婚など、すべての離婚に必ず裁判所の判決が必要になり、子どもの利益が考慮される。父母は子どもの養育義務を負い、子どもの監護をしない親も養育費を分担する合意書を作成する。合意がある場合でも適切かどうかの判断は裁判官に委ねられており、社会調査の結果、父母の合意が子どもの福祉に反する場合には合意と異なる決定が下される¹⁹⁾。

スウェーデンでは16歳以下の子どもがいる場合、離婚の合意の有無にかかわらず、強制的に6か月考慮期間が求められる。離婚しても共同養育権（日本の親権と監護権に相当）が与えられている。共同養育の行使は子どもと同居の有無は関係ない。離婚時に裁判所の判決や扶養契約によって決められる。親子法により養育義務者、養育費の算定方法、支払い方法などが詳細に規定されている。監護・居住・面会交流について両親の契約内容が子どもの最善の利益に反していないと社会福祉委員会が承認した場合、裁判所の判決と同等に法的に有効とみなされるようになった²⁰⁾。

以上、欧米諸国の離婚をめぐる親権、養育に関する制度について概観してきたが、欧米諸国では日本のように簡単に離婚できず、子どもの福祉の観点から、親権者や監護者の適否をチェックしていることである。また、非監護親への面接交渉権などが法的に規定されている。離婚時に子どもの親権・監護、養育費などについての合意書を作ることで、取り決め事項に効力が生じるようにしたり、共同監護を進めるために政府機関や裁判所、民間機関などが別れた夫婦の関係調整を行い、子どもとの面会交流ができるような支援も行っている。

(3) 養育費履行確保制度

多くの国では離婚の際に養育費を取り決めることが親の義務とされているが、日本においては、先述したように民法に父母の未成年の養育義務についての規定がない。養育義務費の支払いを確保するためには、民事執行法による強制執行手続きと家事審判法上の履行確保手続きが必要である。強制執行はその前提として債務名義（公正証書、確定判決、調停・審判など）が必要となる。担保執行法の改正が行われ、2004年から強制執行によって養育費が将来分の収入まで差押え可能となった。

家事審判法上の履行確保制度は調停離婚での合意や審判や判決で命じられたことが守られない場合、家庭裁判所に申立をすると履行勧告、履行命令が下される。これらは強制力がないので、勧告に従わない場合は強制執行手続きをとると給料の差押えが可能である。履行命令に反すると養育費支払い義務者は過料が課せられる。なお、履行勧告・履行命令は家事審判上の調停・審判によって認められた義務にしか利用できないので、協議離婚した人が同制度を利用するためには養育費について改めて調停・審判の手続きが必要である²¹⁾。

アメリカ、イギリス、フランス、スウェーデンでは離婚において、養育費の支払いを確実にするために養育費履行確保制度が設けられている。

アメリカでは任意、強制による給料からの天引き制度が設けられている州が多い。また、裁判所が扶養命令を発する際に、不動産に先取権を設定する方法などにより履行確保を行う。養育費を支払わない親への刑事罰や裁判所侮辱罪によって身柄拘束を受ける州もある。州によりAFDC制度（要扶養児童家庭扶助）の受給者に対して、養育費支払い義務者（父）に対する扶養請求権を州に譲渡し、州が直接、義務者に対して養育費の支払いを請求するほか、義務者の所在探知を行うシステムが連邦政府内に設置されている²²⁾。

イギリスでは離婚と同時に養育費の取り決めの命令がなされる。雇用者に養育費支払い義務者の賃金の一部を差し引いて支払わせる賃金差押決定と治安判事裁判所における強制履行がある²³⁾。

フランスでは扶養定期貯金の権利者（監護親）が義務者の雇用主や貯金先の銀行などに対して定期金の直接支払を請求できる直接支払制度や権利者の請求により国庫の直接税徵収官が徵税手続きにより取り立てる方法がある。一定の限度額まで家族扶助手当が定期貯金債権に対する立替え金として家族給付支給機関から支給される²⁴⁾。

スウェーデンでは非監護親は養育費支払いの義務があり、養育費を国が強制的に取り立てる。養育費支払義務者が最低の養育費負担の支払いを履行しない場合、保険事務所は養育者の申請に基づき、未払いの事情を問わず、子どもの生活費の確保を先行させ、規定の養育費手当額を養育者に即刻支給する。保険事務所は義務者に返済請求する。返済請求に応じない場合は国税庁に連絡し、返済の強制執行をする。強制執行には賃金からの差引や動産・不動産の差押えがある²⁵⁾。

以上のように日本と欧米諸国との離婚に関する制度を概観してきたが、欧米諸国では親権という用語の廃止や変更がなされ、親の養育責任の強化や親権の共同化ないし共同監護のために様々な方策がとられている。日本の離婚に関する制度は子どもの権利の視点からみると、親権の考え方、親の養育

責任、養育費、面会交流などについて法的に未整備な部分があることが見受けられる。特に、欧米諸国では親の養育責任を遂行させるために養育費履行確保制度などが整備されているのに対し、日本の家庭裁判所の履行確保制度では対象範囲や強制力の点で限界があり、養育費問題の解決が期待できない。

一方、アメリカで採用されている養育費履行確保のために不明の父親の居所を探索するシステムや未婚の母の父親確定などの方法は、プライバシーの問題が懸念される。養育責任を果たさない非監護親の拘束や監護親への社会手当の制限など懲罰的な措置がとられることについての議論が必要である。

第2章 日本のひとり親家庭と離婚をめぐる現状

子どもの親権の問題は子どもの福祉に関係する。親権を母親がとるのか、父親が取るのかで母子家庭か父子家庭かが決定し、子どもと暮らさない親には養育費問題や面会交流の問題が発生する。母子家庭か父子家庭かのどちらになるかで、生じる生活問題にも違いが生じるからである。

児童の親権や監護については民法に規定され、親権や養育費、面接交渉に係る紛争解決は家庭裁判所が担っているので、司法分野が取り組む問題だと見なされがちだが、これらの問題はきわめて福祉と関係する問題であり、福祉施策と関わらせて解決策を考えてもよいと思われる。

そこで第2章では、まず日本の離婚をめぐる状況（離婚と親権の帰属状況、養育費の取り決め状況、面会交流の実施状況）を概観した上で、ひとり親家庭の福祉の観点からこれらの問題に接近していきたい。

（1）離婚と親権の帰属状況

平成19年の離婚件数は255,000件であり、離婚率は上昇している。離婚の種別では協議離婚88.4%、調停離婚9.2%であり、他の離婚はわずかである（審判離婚0.0%、和解離婚1.3%、認諾離婚0.0%、判決離婚1.1%）。その推移を概観すると、協議離婚が減少し、調停離婚や判決離婚が増加傾向にある（人口動態調査）。

子どもの親権の帰属は平成19年では「妻が全児の親権を行う場合」が81.1%、「夫が全児の親権を行う場合」が15.2%と圧倒的に母親が親権を行う場合が多い。しかし、時代をさかのぼれば夫が親権を行う場合が多くかった。昭和40年（夫45.2%、妻44.9%）を境にして、夫よりも妻が親権を行う割合が多くなっている。

平成19年の20歳未満の未婚の子どものある夫婦の離婚数は144,758件であり、離婚総数の56.8%を占める。同年の家事調停事件の「子の監護」に関する事件（新受）は22,524件である。その内訳は「養育費請求」が15,160件（67.3%）と最も多く、続いて「面接交渉」5,917件（26.3%）、「監護者の指定」736件（3.3%）、「子の引き渡し」667件（3.0%）、その他となっている（司法統計年報家事編）。

(2) 養育費支払いと取り決めの状況

平成18年の全国母子世帯等調査（厚生労働省）では、離婚した母子家庭が現在も養育費を受けている世帯は全体の19%となっており、「養育費を受けたことがある」16%、「養育費を受けたことがない」59.1%、「現在は受けていない」が75.1%を占める。

また、養育費の取り決め状況については、平成19年の家庭裁判所が関与する調停離婚や審判離婚等において85.6%が養育費の取り決めをしている（司法統計年報家事編）。その推移については「取り決めあり」が年々増加傾向にある。しかし、日本の離婚件数全体からすると、養育費の取り決め率は低い。

平成18年度「全国母子世帯等調査」では、養育費の取り決めに関しては、「取り決めをしている」が38.8%となっており、平成15年よりも4.8%上昇している。また、最近、母子家庭になった（母子家庭になってからの年数が短い）世帯ほど、養育費の取り決めをしている割合が高い傾向にある。離婚の方法別によって養育費の取り決めの有無に違いがみられ、「協議離婚」では「取り決めをしている」が31.2%となっており、「その他の離婚」（調停離婚、審判離婚および裁判離婚）77.7%と比べて、「養育費の取り決めをしている」割合が低くなっている。

養育費の取り決めをしていない理由は「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%、「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかつた」が9.8%となっている。また、養育費の取り決めの有無では、離婚した夫の収入が高いほど取り決めをしている割合が高く、400万円以上が61.0%、330万円から400万円未満が50.0%、200万から300万円未満が38.0%となっている。

離婚の際、またはその後において子どもの養育費の関係で相談した人は54.4%を占めている。このうち主な相談相手としては「親族」が45.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が25.5%、「弁護士」14.1%となっており、家庭裁判所などの専門機関や弁護士など専門家への相談は低率となっている。

以上の調査結果からわることは、日本の離婚の約9割が協議離婚であり、約4割（全国母子世帯等調査）しか養育費の取り決めをしていないということである。一方、裁判所が関わる調停離婚や審判離婚などにおいては養育費の取り決めをしている割合が高い。離婚の方法により養育費の取り決め状況に大きな格差があることがわかる。養育費の取り決めをしない理由として、約7割の人が相手の支払い能力や意思がないと、最初から諦めたり、関わりたくないと交渉を避けている。離婚の際の相談は親族が多く、裁判所、弁護士など専門機関や専門家への相談は少ない。そのため、母子の生活を守るための適切な助言を得られず、養育費などについて協議しないまま離婚に至っていると推測される。

(3) 面会交流（面接交渉）の状況

母子家庭の当事者団体が実施した「面接交渉実態調査2007アンケートとインタビュー」²⁶⁾をもとに面会交流の状況を把握することとする。

本調査は離婚経験がある母親を対象とした調査である。「養育費を受け取っている」のは全体の

47%と、国の全国母子世帯等調査よりは養育費を受け取っている割合は高い。それは母子家庭の自助グループのメンバーであり、母親の養育費取得に対する意識が高いからと推測される。

面会交流は「定期的に行っている」、「不定期だが行っている」を合わせると35%であり、その割合は低い。「行っていないし以後、検討の予定もない」は56%と面会交流をしていない割合の方が多い。

面会交流と養育費の受け取り状況との関係については「養育費を全額受け取っている人」の中で面会交流を「定期的に行っている人」、「不定期だが行っている」を合わせると51%、「全額ではないが受け取っている」人では、「定期的に行っている」、「不定期だが行っている」を合わせると37%となっている。また、「養育費を受け取っていない人」では、「定期的に行っている」と「不定期だが行っている」を合わせると17%を占める。

「離婚時に面会交流の取決めをしましたか?」という問には「した」が54.5%、「しない」は46.0%であり、半数以上が面接交渉の取り決めをしていない。「した場合、取り決め方法は?」(複数回答)には「口約束」が最も多く、続いて「公正証書に書いた」、「調停や審判による取り決め」、「約束書をお互いの合意で作成した」の順になっている。「しない場合、その理由は?」という問には「父親が言い出さなかったから」という回答の数値が突出しており、続いて「養育費の支払いをしないから」、「父親が拒否している」、「子どもに悪い影響を与える父親だから」、「別れることに必死でそこまで考えが及ばなかった」、「DV離婚だったから」、「子どもが拒否している」、「父親に新しい家庭があるから」、「離婚したら親子が交流する必要がないと思ったから」などの順になっている。この「父親が言い出さなかったら」という理由の多さからは面会交流の必要性を感じていない母親が多いことが読み取れる。

面会交流に関するこの調査は一部の母子家庭の自助グループの調査であるので一般化はできないが、面会交流をしている人は3割以上であり、面会交流をしている人ほど養育費を払っている割合が高いことが読み取れる。養育費の支払いと面会交流との関係性の重要性が示唆される。また「養育費の支払いをしないから子どもと会わせない」など、子どもを養育費請求の取引材料にしたり、「父親が言い出さなかったから」、「離婚したら親子が交流する必要がないと思った」など、母親の面接交渉に対する消極性に加えて子どもが父親と面会交流することの意義についての認識不足が読み取れる。

第3章 ひとり親家庭の福祉施策と養育費支払との関係

(1) アメリカ、スウェーデン、日本における状況

第1章で先進国の中でも養育費履行確保制度について概観したが、ここではひとり親家庭の福祉施策として、国家の非監護親の扶養義務について考え方や方向性について検討する。

社会保障制度（所得保障制度）との関係から、貧困家庭に対する国の援助としての①公的扶助、②社会手当（単親手当）、私的扶養義務を追及する制度としての③養育費履行確保制度（養育費取決め届出制度や養育費支払命令、養育費の徴収、養育費支払義務者の居所探索など）④養育費立替制度（国

が養育費支払い義務者にかわって子どもの監護者に養育費を支払い国が義務者から回収する制度)の有無を(表1)にまとめた²⁷⁾。公的扶助を制限するための扶養義務者への調査・制限のあり方、養育費の不履行に対する制裁的措置の有無についても注視する。

表1 公的扶助、単親手当、養育費履行確保制度の有無

	単親 手当	公的扶助			養育費履行確保制度			養育費立替 制度
		有無	扶養義務者に関する調査・指導	給付 制限	有無	父親確定 システム	懲罰的 システム	
日本	○	○	○	△	△	×	×	×
アメリカ	×	○	○	○	○	○	○	○
スウェーデン	×	×	×	×	○	○	×	○

○制度有り ×制度無し △対象の範囲や履行が限定的

①アメリカ

アメリカの母子世帯政策の主な制度には公的扶助であるTANF(貧困家庭への一時扶助)と児童養育費徴収制度がある。社会手当である単親手当はない。1975年に社会保障法の一環として離婚による非監護親から子どもの養育費を強制的に取り立てる児童養育費徴収制度が制定され、養育費に関しては司法から福祉行政が扱う問題へと移行した。1988年の家族援助法制定により父親の確定基準や給料からの天引き制度など、養育費の履行が強化される。1996年に「個人責任と就労機会調停法」が制定され、福祉の給付の期限付きや就労促進と福祉からの離脱を目的とした社会福祉改革がなされ、これまで貧困母子家庭の経済的給付を担っていた「要扶養児童家族扶助」(AFDC)が廃止されTANFに替えられた。

TANFは福祉受給の条件として週30時間の就労を求める就労要件の強化と5年間の受給制限を特徴とする。貧困な母子家庭が多くを占める福祉受給者数を減らし、家族の自立を促進することがねらいである。多くの州では養育費支払い義務を負う非監護親の運転免許、職業ライセンスにより居所を追跡し、税金や失業保険から養育費の天引きを実施している。非嫡出子の場合には州が子どもの父親を確定する義務を負う。児童養育費徴収制度は誰でも利用可能(任意・強制による方法がある)だが、TANF受給の親は強制的に同制度が適用される。養育費の未払い者は懲罰として運転免許証、職業上のライセンス、パスポートの停止や銀行口座の凍結・差押えがなされる。この他、父親確定手続きの簡素化・整備、父親の子どもとのかかわりを教える教育プログラム、監護権を持たない父親の子どもとの面会を可能にするプログラム、父親責任を求めるプログラムに補助金が交付されるなど、養育費の支払いを進める対策が講じられている²⁸⁾。

②スウェーデン

スウェーデンには特定の貧困者・低所得者に国の税金で生活を保障する制度である公的扶助は存在しない。ひとり親を対象とした社会手当も存在せず、全国民を対象とした児童手当など各種手当や育児休業手当など普遍的な福祉が整備されている。スウェーデンは男女平等政策が極めて進んだ国であり、仕事と家庭とを両立させる制度が整備されているため、女性も経済的に自立することが可能で、母子家庭が貧困に陥る割合は低いと言われている。すべての子どもを対象とする児童手当は所得制限がなく、16歳以下の子どもに一律に支給される。

養育費手当制度（養育費立替制度）では、子どもの扶養に関して非監護親は支払いの義務を負い、国が強制的に養育費を取り立てる。婚姻の有無に関係なく、生物学的な父親の養育責任を公的に追及するシステムが整っている。養育費制度に登録していれば非監護親が養育費を支払わない場合や養育費支払額が一定の水準を下回る場合に、差額を国が負担することになっている。社会保険事務所から養育費手当が監護親に支給される。非婚の場合では子どもの出産後に母親の同意のもとで父親確定制度が適用される。しかし母親が父親の確定作業に協力しない場合は養育費手当が支給されない。

養育費支払い義務者が養育負担額の支払いを履行しない場合、社会保険事務所では子どもの生活の確保を先行させ規定の養育費手当金額を監護親に即刻支給する。社会保険事務所は養育費支払い義務者の非監護親に返済請求を行うが、それに応じない場合、国税庁に連絡して返済の強制執行を委託する。強制執行には賃金からの差し引きや動産・不動産の差押えがある。養育費支払いの不足分は負債として蓄積される²⁹⁾。

③日本

日本には単親手当としての児童扶養手当があるが、母子家庭に限定された制度であり、父子家庭は除外されている。養育費との関係での支給制限が導入されてきている（次節で詳述）。公的扶助の代表的なものとして生活保護がある。生活保護の指導監査における別れた父親からの養育費に関しては、①養育費の取り決め確認、②取り決めているが仕送りがない場合の照会調査、③取り決めがない場合の扶養可能性の判断および扶養義務履行の指導、が主眼事項としてあがっている。前夫が応じない場合は家庭裁判所に調停または審判を申立てること、調停または審判の取り決めが履行されない場合は家庭裁判所に再度申立て勧告や履行命令を出してもらうことを指示している。このような指導監査によって、母子家庭は生活保護を受給するためには、母親自身が別れた夫と連絡をとり、前夫と交渉することが保護の事実上の要件となっている³⁰⁾。

養育費徴収履行確保制度については第1章(3)で述べように、民事執行法による強制執行手続きと家事審判法上の履行確保手続きがある。なお、履行勧告・履行命令は家事審判上の調停・審判によって認められた義務にしか利用できないので、協議離婚をした人が同制度を利用するためには養育費について改めて調停・審判の手続きが必要である。養育費立替制度は設けられていない。

3つの国の制度を比較すると、その特徴としてアメリカは私的扶養義務の追求が厳しく、養育費支払不履行に対して懲罰的措置がとられる一方、公的扶助の給付と養育費履行確保制度とがセットになっ

ており、監護親が養育費履行確保制度を利用しないと公的扶助が制限される仕組みになっている。スウェーデンは非監護親の私的扶養義務の追及は厳しくなされるが、養育費立替制度として、養育費の未払いや支払い額が低水準の場合、国が差額を補うシステムをとっている。特定の貧困家庭を対象とする公的扶助制度はなく、雇用政策、社会手当や社会保険など社会政策での対応がなされている。日本は養育費履行確保制度は対象者の範囲や強制力の点で限界がある。養育費立替制度はない。公的扶助と非監護親の扶養義務との関係については、生活保護の実務において厳しく扶養義務者の調査が行われ監護親への給付の抑制や制限が行われている。児童扶養手当受給においては近年所得制限が課せられ、母親の所得に非監護親の養育費が加算されるようになった。

(2) 児童扶養手当と養育費に関する動向

日本では児童扶養手当制度は離別母子家庭の増加に伴う児童扶養手当の受給者数の増加に対して、社会保障費の抑制の観点から度重なる改正がなされてきた。

別れた父親の養育費の履行に関する議論は1980年代の行政改革の流れの中で初めて登場した。1985年の児童扶養手当法改正に先立つ1984年の改正案では、民法には離婚しても父に対する扶養義務があり、相当高額の所得のある夫と離婚した場合には夫に扶養義務を履行させるという考え方から別れた夫の所得による支給制限が検討されたが、改正案は国会での反対が多く凍結された。その後の1997年の審議でも「養育費」が主要なテーマとなった。その報告書「今後の児童扶養手当制度の在り方について」（中央児童福祉審議会児童扶養手当部会）では日本の協議離婚制度改正の困難性を指摘し、現行制度の中での当事者間の話し合いによる取り決めや養育費支払いの履行が当然となるよう民法改正や司法制度の改善、養育費履行制度の改善などについて関係機関の積極的な取り組みに対する期待について言及されたが、それ以上踏み込んだ指摘はされていない³¹⁾。そして、翌年（1998年）に一部の所得制限を大幅に強化する改正が行われたものの所得制限に別れた夫からの養育費を含めるることは盛り込まれなかった。

2002年の児童扶養手当法改正により所得に応じて手当額が2段階となり、給付額は受給者の所得額に応じて細かく設定、また、父親からの養育費の8割を母親の所得とみなす改正が行われた。更に、手当の受給期間が5年を超える場合は手当の一部支給を停止する制度が導入された。同年、母子及び寡婦福祉法も改正され、養育費の確保を推進するため児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親も養育費を確保するよう努めるべきこと、国と地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきこと、が規定された。

2003年、元裁判官らから構成された「東京・大阪養育費等研究会」による養育費算定表が作成され、調停離婚や審判離婚などにおいて使用されるようになった。2007年、養育費相談員制度がモデル事業として実施、養育費相談センターが開設される。リーフレットの配布や養育費に関する手引書が作成される一方、男女共同参画センターや母子福祉センターにおいて養育費の算定に関する講座が行われるなど、養育費支払いを進めるための啓発活動が実施されるようになった。

このように、児童扶養手当法改正論議において別れた父親の養育費支給問題が登場したのは1980

年代半ばのことであり、それが具体的になったのは2002年のことである。母親の所得制限の引き上げ、支給期間による選別の給付停止など、児童扶養手当の受給を抑制する動きが強まる中で、父親の養育費を母親の所得に加算する方法がとられるようになった。ひとり親家庭の福祉施策は、今日、就労支援策による自立促進を基本とする方向性に加えて非監護親の養育費支払いを促進しようとする新たな展開が始まっている。

(3) ひとり親家庭の福祉施策と養育費履行確保制度との関係

前節では日本とアメリカ、スウェーデンの社会手当（単親手当）と公的扶助と養育費履行確保制度、養育費立替制度について概観してきた。その中で養育費履行確保制度はアメリカでは社会保障の法律に基づいていること、スウェーデンでは社会保険事務所が実務に関わっていることなど、福祉の分野で取り扱われていることがわかった。本節では、これらの知見を踏まえて、私的扶養義務としての養育費履行制度と国家による生活保障としての経済的給付（公的扶助、社会手当など）の関係について考察する。

堀（2001）は、「制度が前提とする家族モデル」を各国との比較において、ジェンダーの観点も含めて考察している。日本の特徴として、①単親手当は世帯主か女性か男性かに関わらずすべての単親家庭に支給されるが、単親手当に該当する児童扶養手当が母子家庭に限定されていること、②「私的扶養義務の追求」を行う制度を持たないことを指摘している³²⁾。欧米諸国との単親制度とを比較検討し、日本の単親家庭への給付制度は父親を稼得役割遂行者と捉える家族モデルに基づき、父親の経済的支援を行う必要のないものと捉えていると分析し、世帯主の属性で対象を設定することは家族間における不平等を生み出し、子どもの福祉の増進の妨げになりかねないこと、加えて私的扶養義務追求制度を持たないことは不平等を拡大させているとその問題点に言及する。そうした点から日本は子どもに対する責任を公的な制度によって明らかにする視点や子どもの人権尊重や児童養育における男女平等を目指す視点が欠如しており、子どもの権利保障や男女平等を実現するための新しい家族モデルに適応できる新たな政策の方向性を探求する必要があると結論付けている³³⁾。

一方、下夷（2008）は、「家族解決型」と「福祉国家解決型」の二つの国家類型を用いて日本の養育費制度の問題点を分析している。「家族解決型」は福祉への国の関与を養育費問題はあくまで家庭内の問題で、司法の助けを借りて家族が解決すべきという考え方であり、「福祉国家解決型」はひとり親家庭の生活保障は国の責任で、国家がやるべきことは母子世帯の保護であって親の責任を追及することではないという考え方である。

「福祉国家解決型」の主張では子どもの福祉に対する国家責任の後退を懸念する立場からの主張や父親の扶養義務の追及は男性稼ぎ手モデルの強化につながるというフェミニズムの立場からの主張も紹介し、「家族解決型」と「福祉国家解決型」の両者のモデルには限界があることを指摘している。下夷は、日本の母子世帯政策は「福祉国家解決型」でも「家族解決型」でもない。今後、児童扶養手当の削減が予測されるので、このまま、養育費を確保する手段が用意されなければ、母子世帯は私的扶養と公的扶養の狭間に取り残され母子世帯の生活リスクは大きいと懸念を示す³⁴⁾。民法が養育費の

分担義務に関する明示的な規定を欠いているので法律の改正を求めるとともに、国の画一的強制制度ではなく基本的に家族がそれを利用できる支援制度として養育費制度の導入をすべきとの考え方を示している。

福祉国家の類型からすれば市場原理による福祉の供給を原則とし自己責任が求められるアメリカは「家族解決型」であり、国が国民の生活保障に責任をもつスウェーデンは「福祉国家解決型」といえる。アメリカは福祉予算の抑制を意図して国による私的扶養義務の追求が厳しくなされる一方、公的扶助も養育費との関係で厳しく抑制されている。それに対して、スウェーデンは私的扶養義務の追求を子どもの権利や親の養育責任の観点から行っている。児童手当など国による子どもの生活保障が充実しており、私的扶養義務の追求と国家による生活保障がなされている。

二つの国の一例から「家族解決型」と「福祉国家解決型」のどちらか一方という選択肢は限界があることが見えてきた。ひとり親家庭の生活を安定させるためには国による生活保障と私的扶養義務の推進を図る対策のどちらも充実させていくことが望ましいと考える。

また、日本の現状に照らせば、すべてのひとり親が簡易に利用できる養育費の履行確保システムが求められる。生活保護や児童扶養手当と非監護親の養育費履行確保のあり方についてはアメリカやスウェーデンなど、欧米諸国の例を踏まえて更なる検討が必要である。プライバシーの侵害、懲罰的措置の行使など、国家権力の強化につながらないような柔軟な方法が検討されるべきであると考える。

第4章 共同親権・共同監護に関する提言とひとり親家庭の福祉施策

(1) 当事者団体の調査から明確化した課題をひとり親家庭の福祉施策につなげて

①当事者団体の調査から見える養育費支払の問題点

離婚したひとり親家庭の団体には、母子家庭の自助グループや父子家庭の自助グループや子どもとも引き離された非監護親の自助グループがある。相互扶助活動を行うだけではなく、生活問題の改善、研修・学習会、実態調査、国や地方自治体に向けたソーシャルアクションなどを行っている。

母子家庭の自助団体NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむは1980年代から児童扶養手当改悪に取り組んできた。別れた父親からの養育費支給を促進していくために近年は養育費の支払いの状況や面会交流の状況についての調査の実施や非監護親からの養育費請求を推進していくためにシンポジウムや研修などの啓発活動も行っている。

同団体が実施した養育費に関する調査「別れた父親と養育費」³⁵⁾では養育費の未支払いの要因とその解決策が示されている。それらの概要を「養育費に関する問題点と解決策」と題して表2にまとめた。

明らかになった問題点としては、①養育費の取り決めと支払い状況が悪い、②養育費が支払われない理由として、相手にお金がない、自覚が足りない、嫌いな相手との交渉・面会が嫌い、③子の父の収入により養育費の支払い状況の格差がある、④子の父の再婚により、養育費の支払い状況が困難になる、⑤養育費を継続して受け取ることの困難、⑥相談機関や専門職への信頼の欠如、⑦子どもからみた非監護親の存在と母の視点との違い、があげられている。このような問題点に対する解決策とし

表2 養育費の問題点と検討課題—母子家庭自助団体の調査から

明らかになった問題点	検討課題
1. 養育費の取り決めと支払い状況の悪さ ①調停調書による取り決めが多くなっていた。支払いが止まつた人の最多は1年で受け取れなくなっている。	1. 有効な取立制度の確立 ①養育費をもらうための啓発活動により認識を高める。
2. 養育費が支払われない理由 ①相手にお金がない。 ②子どもの生活保障としての養育費、養育費を支払うことは親の義務だという認識がない。 ③嫌いな相手との交渉・面会が嫌い、相手の経済状況を考えると要求できなかったなどの理由で、養育費を取り決めていない。 ④別れた当時や以降の子の父の年収を知らない母親が半数近くいる。	2. 養育費が支払われるための養育費の取り決め ①第三者が介入する。調停員や相談員、弁護士、当事者団体が介入する。 ② <u>養育費に関する情報と認識を高めるための別れた父母に対する教育サポート、学習プログラム</u>
3. 子の父の収入による養育費の支払い状況の差 ①正規職員は支払われる割合が高く、「非常勤・アルバイト」は低い。	3. 子の父の収入に関係なく、養育費の支払いを請求するための支援策 ①養育費の税控除のあり方を検討 ② <u>収入を得るための父への仕事の紹介と職業訓練</u>
4. 子の父の再婚がもたらす養育費の支払いの困難状況	4. 父親の自覚の醸成と経済的な面での対応策 ① <u>再婚により別れた子どもへの父親役割がなくなるわけではないとの自覚をもつための教育サポート、プログラムを調停の際に組む。</u>
5. 養育費を継続して受け取ることの困難さ ①母子家庭になった当初は支払われるが日が経つにつれ養育費が途絶える。 ②子育てにかかる費用は子どもの年齢に比例して高くなり、児童扶養手当や児童手当、養育費等の経済的支援の必要性が増加。	② <u>養育費の税控除のあり方の検討</u> 5. 父親と母親との関係性の調整と子どもとの交流 ① <u>子どもとの面会交流を続けている父親ほど、養育費支払いについての意識が高いので、子どもとの関係を維持していくようにする。</u>
6. 相談機関等や専門職への信頼の欠如 ①相談しても仕方がない、相談できる機関（人）がいることを知らない、相談できる機関（人）がいなかった。 ②母子家庭を支援する家事調停員の無理解 ③弁護士への信頼度は高いが弁護士費用が準備できない。 ④法的手段を利用し養育費を取るには労力が必要という絶望感	②父親の所得の上昇に応じて養育費の値上げができるよう、給与の情報が得られるように関係性を保つ。
7. 子どもからみた別居父の存在と母の視点と違い ①母子家庭の子どもの場合、男子は年齢が高くなるほど父との関わりを求めていく傾向がある。 ②子どもと父を合わせていない人が半分の割合である。 ③母たちの多くは子の父に対する恨みが強い場合が多い。	6. 母子家庭に関わる専門職のあり方の検討 ①養育費が支払われるための簡易な制度の開発 ②母子家庭への理解と相談支援体制の検討 7. 子どもの視点からみた支援の必要性 ① <u>別居父との養育費負担だけにとどまらない父の役割遂行に対する援助</u> ②父親を思い出すだけで苦痛だという母親の気持ちを汲み取り、子どもが父親に会えるための仲介システム ③母の父に対する憎しみを解消できるサポートシステム

N P O 法人しんぐるまざあず・ふおーらむ「別れた父と養育費—別れた母へのアンケート調査と別れた父へのインタビュー調査報告書」2006年、をもとに作成、下線は非監護親（父）への支援策

て、①有効な取立制度の確立－養育費をもらうための啓発活動、②養育費が支払われるために第三者の介入（家事調停委員、相談員、弁護士、当事者団体の介入）、養育費に関する情報と認識を高めるための非監護親への教育サポート・学習プログラム、③非監護親の収入に関係なく、養育費の支払いを請求するための支援策－養育費の税控除や収入を得るための父への仕事の紹介と職業訓練、④父親の自覚の醸成と経済的な面での対応策－再婚により別れた子どものへの父親役割が無くなるのではないかとの自覚を持つための教育、家事調停にサポートプログラムを組み込む、養育費の税控除の検討、⑤父親と母親との関係調整と子どもとの交流－子どもとの面会交流を継続する父親ほど養育費が停止しないので子どもとの関係を維持していくようにする、⑥母親に関わる専門職のあり方の検討、養育費立替制度の導入、⑦母親の気持ちを汲み取り子どもが父親に会えるための仲介システム、母の父に対する憎しみを解消できるサポートシステム、などの課題があげられている（②③④は非監護親への支援策）。

これらの課題は具体的にひとり親家庭の福祉施策として支援策に組み込んでいくことが望ましいものと、例えば家庭裁判所において実施した方がよいと思われる施策もあり、福祉と司法領域での連携が必要だと思われる。従来ひとり親家庭の福祉施策は、子どもと同居する監護親を中心とした施策であり、子どもと別居する非監護親への対策は皆無であった³⁶⁾。しかし、非監護親が養育責任を遂行していくようになるには、非監護親への支援をひとり親家庭の福祉施策にきちんと位置づけて実施していく必要があると考えられる。

②当事者団体の共同親権・共同監護についての要望

子どもも引き離された非監護親たちの自助グループ「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」は離婚後の「単独親権・単独監護」から「共同親権・共同監護」への法改正をめざし、積極的に地方自治体や国に働きかけを行っている。

2008年、「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」が作成した「なぜ会えないの？離婚後の親子」という冊子には子どもも引き離された親の事例が掲載されている。そこから浮かび上がってくる問題を整理すると、面会交渉権がないこと、調停において夫婦の離婚原因と面接交渉は別の問題であるのに一緒にされること、家事調停委員や弁護士の言動による心理的傷つき、調停や裁判が長引き子どもも引き離される期間が延びることで子どもを取り戻せない状況がつくりだされること、親権争いにおける母性優先主義、子どもの生活の継続性の重視から現状維持が有利になること、「片親引き離し症候群」³⁷⁾と子どもの意見を判断することの難しさなどの問題があげられている。

監護親と非監護親という立場の異なる自助団体では「共同監護・共同親権」をめぐっての切実感や意見の違いなど、双方に温度差を感じられる。子どもと暮らす母子家庭の自助団体では「共同監護・共同親権」に関する議論はあまりなされていない。N P O 法人しんぐるまざあず・ふおーらむでは当事者の意見が見落とされていることへの危機感から2009年10月「共同親権制度についての要望書」を発表した。そこでは「離婚後の子どもの親権・監護については合意がある場合に限って共同親権とする「共同親権選択制」をと要望するとともに安易に養育費立替制度を児童扶養手当に代替することは避けるべきとの意見を加えている。

欧米諸国の場合交流に関する動向として、共同親権・共同監護を採用する国では非監護親に面接交渉権を法的に保障しており、子どもが親と会う権利の保障から非監護親に子ども会わせない監護親は子どもを虐待している親であるとか不適切な親との社会的評価が下される傾向がある。一方、日本ではそうした評価はなされていない。子どもを親たちの都合や心情で別れた親と会わせないケースもあり、家事調停や審判で非監護親が子どもとの面会交流を求めて子どもと引き離されている期間が長いと子どもの情緒安定のために生活環境を変えないことが重視され、調停不成立や申立が却下されてしまう場合が珍しくない。こうした現状追認主義の日本のあり方は子どもと親が会う権利を尊重する世界の通例からみると異例であると指摘されている。

共同親権・共同監護について日本の当事者団体における意見の相違、面会交流における世界と日本の認識の相違について明らかになった。こうした状況に対して本論では言及しなかったが、親が離婚を経験した子どもたちの意見が聞かれていない状況もある。共同親権・共同監護についての意見について立場の異なる監護親、非監護親、子どもの声を含める幅広い調査が必要であると考える。

(2) 日弁連の共同親権・共同監護、養育費支払い制度に関する提言

法曹関係者において共同親権・共同監護、養育費支払い制度に関する議論や研究が積み重ねられ、法制度の改正に向けての提案がなされている。

①「養育費支払確保のための意見書」

日本弁護士連合会では2004年に「養育費支払確保のための意見書」を提言した。その内容は以下のとおりである。

1. ①父母は親権の有無に関わらず未成年の子の養育費を負担する義務を負うとの規定を民法上に設ける。
2. 民法7661条1項を改正し、「子を監護すべき者その他監護に必要な事項」とあるのに加えて、養育費の額及び支払い方法についても協議で定める旨明示する。
3. 協議離婚届け出にあたり、「養育費取決め届出制度」³⁸⁾を新設
4. 「養育費支払命令制度」³⁹⁾の新設
5. 「養育費立替払制度」⁴⁰⁾の新設
6. 婚姻することなく出生した子どもの養育費について

上記の項目を骨子とする「養育費支払確保のための意見書」の内容は今日の日本の離婚の現状を踏まえたものとなっている。提言の一つである親権の有無に関わらず養育費を支払う義務を負うとの規定を民法に設けることは、親権をもたない非監護親の養育責任に法的根拠が与えられると思われる。また、協議離婚の場合の養育費の取り決め状況が悪いが、協議離婚の届出にあたり「養育費取決め届出制度」を新設することで養育費に関する話し合いが進むのではないかと考える。現行制度を大きく変えずに親たちの養育費に対する認識や行動を変えていくような方法が採用されており、現実に即した対応策だと考える。

また、養育費立替払制度（養育費立替制度）についての意見では現行の児童扶養手当との関係について、養育費は私的扶養義務の履行を確保するものなので児童扶養手当と関連させるべきではないとの考えが示されており、当事者団体の意見などを鑑みても妥当な考えである。更に、養育費立替払制度の対象は母子世帯に限定せず、父子世帯も対象とするなど、ジェンダーによる不平等なあり方にも切り込んでいる。

②「子どもの福祉と共同親権」についての提言

東京家事調停協会の自主勉強会におけるディベート「単独親権VS共同親権の是非」⁴¹⁾（表3）においては、家事調停委員による共同親権に対する長所・短所が議論されている。それを概観すると長所の方が短所よりも多い。長所の意見を列挙すると、非監護親の子どもへの責任の履行が期待される、養育費の積極的支払い、監護親の虐待・ネグレクト等の監視機能の期待、非監護親がより重い経済的負担に応じる道筋の確保、共同親権制度の下で子どもと双方の祖父母を含む親族との交流が図れるなど、ひとり親家庭の福祉への利点、また監護親が面接交流に積極的に応ずることが期待され、両親に会いたいという子どもの権利が保障される、親権を譲ったり放棄したりした親に捨てられたとの悪感情を子どもが抱くことの回避など、子どもの福祉、成長・発達の観点からの利点がある。一方、短所の意見は、離婚後の紛争に再燃する危険、再婚家庭に混乱と複雑を招く、共同親権制度にして監護権の紛争となり紛争を細分化、長期化させるなどがあげられている。双方の意見は共同親権が導入された場合に生じる長所、短所が想定されており、現実を踏まえた内容となっている。

また、日本弁護士連合会においても実務家の弁護士と研究者を交えたプロジェクトチームが結成され、共同親権に対する議論が重ねられてきた。そして2007年、「子どもの福祉と共同親権」についての提言を発表した。欧米諸国の別居・離婚に伴う親権・監護法制を比較し日本の民法の親子法の改正に向けたものであり、次に示す内容である。

①古い親の支配的な構造をもつ民法の親権法を子のための監護法制へと改め親権という用語そのものを改めること、②子どもの権利保障という観点からの親権法の改正、③離婚後の親の養育責任の強化と共同化の実現、④ファミリーサポートセンター、家族交流センターなど離婚後の父母と子との交流支援システムを充実させること、⑤父母間の紛争解決のための調整技法を身につけた専門家を養成し、民間の相談機関への支援を図ること⁴²⁾などである。

この提言は共同親権実現のための法整備、支援体制の整備、実践・技術の整備等、包括的な視点からまとめられている。

ディベート「単独親権VS共同親権の是非」からは共同親権の導入により、虐待の防止や子どもの成長発達への寄与、監護親の経済的負担の軽減、ケアの軽減や子育て私的ネットワークの広がりなど、ひとり親家庭の福祉問題の解決につながる展望が見えてくる。また日本弁護士連合会の「親子法改正」と「養育費支払確保のための意見書」の2つの提言の内容は異論の余地を残さないものである。

ただし、共同親権・共同監護制度に向けた法改正の動向は法曹界が先行しており、多くの母子家庭の団体には情報が伝わっていない。法改正には、当事者団体、親の離婚を経験した子どもたちの声や実態など、制度導入に際しての幅広い調査が必要である。今後、国民的な議論を喚起し、その内容が

より吟味された上で、実現に向けた検討がなされることが期待される。

表3 離婚後の親権を「共同親権」とした場合のメリット・デメリット

肯定論旨	<p>離婚により、親子関係そのものは切れない、権限、責任の帰属そのものを単独とするのではなく、行使の面についてのみ、必要な範囲で法の手当をすればよいはず。 諸外国の立法の流れも共同親権にあり、渉外離婚の増加の実情を考慮すべき。</p>
メソット	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>非監護親の子への責任の履行が期待される。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>養育費の積極的支払い</u> ② <u>監護親の虐待・ネグレクト等の監視機能の期待</u> ③ <u>非監護親が子に無関心だが、子が親に会いたいというケースに対応</u> 2. <u>監護親が面会交流に積極的に応ずることが期待され、両親に会いたいという子の権利が保障される</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 海外では面会交流に積極的な親に監護権を認めることがある。 ② 双方の関係を維持構築することが子の人格形成に寄与する。 3. <u>単独親権に伴う子のストレス、人格形成への悪影響の緩和</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>子の意向として子に親権者を選ばせることのストレスが回避できる。</u> ② <u>親権を譲つたり放棄した親に捨てられたとの悪感情を子が抱くことを回避できる。</u> ③ <u>親子の人為的分断は親も子も深く傷つけ、その後の人生にダメージを与える。</u> 4. <u>子の重要な事項の決定について慎重な配慮と実現が可能となる。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療、養子縁組、氏の選択、進学先などで事前に両親が協議、納得の上慎重な配慮が可能となる。 ② <u>非監護親がより重い経済的負担に応じる道筋が確保できる。</u> 5. <u>多様な子育てが可能となる。</u> <ol style="list-style-type: none"> ① DVや犯罪性のあるケースについては共同親権、単独親権の選択が可能となる。 ② ニーズに応じ、共同監護、交互監護が可能となる。 <u>両親の愛育を受ける子どもの権利が保障される。</u> ③ <u>共同親権制度の下で子どもと双方の祖父母を含む親族との交流が図れる。</u> ④ 戸籍、氏、教育、その他の様々な局面で細やかな調整が可能となる。 6. <u>離婚時の子の親権をめぐる無用なトラブルが回避される。</u>
デメリット	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>離婚後紛争が再燃する危険</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 濫用により紛争が生じ得る。共同親権下での面接交渉は親の子へのネグレクト、いじめ、虐待を引き起しかねない。 ② 手術、進学の際の意見の対立が深刻な事態を引き起こす。養育費、学費と絡め支配、被支配が継続される。 ③ DV被害者などが離婚によっても被害の危険から開放されない。 2. <u>再婚家庭に混乱と複雑化を招く。</u> 3. <u>共同親権制度にしても監護権の紛争となり、かえって紛争を細分化、長期化させる。</u>

(出典) 大沼洋一「単独親権VS共同親権」『調停時報』169号、2008年、を改変

下線は筆者による（実線はひとり親家庭福祉、点線は子どもの福祉、成長・発達において利点がある）

おわりに

本論文ではこれまで、ひとり親家庭の福祉施策が対象範囲としてこなかった非監護親に焦点をあてて、その養育責任を社会福祉の観点から考察してきた。

第1章では「子どもの権利と離婚をめぐる法制度」について概観した。まず子どもの権利条約と親権の概念の変容について述べた。次に子どもの権利を重視する国際的な潮流において欧米諸国では離婚後は共同親権・共同監護に移行していること、日本は単独親権・単独監護制度を採用していることについて言及した。子どもの権利条約では子どもが両親に育てられる権利を承認しているが、離婚後、子どもと別居する非監護親が養育責任を放棄している現状がある。これは子どもの権利条約第18条「親の第一義的養育責任」、同第9条「親からの一方的分離の禁止」に抵触することを指摘した。また「子どもの最善の利益」の観点からは「親の権利義務を考慮に入れて子どもの保護・養護を確保する国の義務」を踏まえ、子どもへの養育責任不履行の非監護親に対して、養育責任を果たせるような公的支援が必要であることを確認した。

続いて欧米諸国の離婚に関する制度を比較することで日本の特徴を明らかにした。日本の民法は未成年の養育義務についての規定がない点、協議離婚が多数を占め、その手続きにおいて養育費や面会交流についての取り決めがなくても離婚が認められる点を指摘した。

欧米諸国の離婚は裁判所への届け出によって成立する場合が多く、共同親権や共同監護制度を採用している国では離婚の際に子どもの親権・監護、養育費、面会交流などの問題を話しあい合意文書を作成、提出することで履行に効力が生じるようになっている。また共同監護を進めるために公的機関などが夫婦関係の調整を行い、子どもとの面会交流を支援するシステムが整備されている。

一方、日本では協議離婚をした人が養育費の支払いを確実にするには民事執行上の強制執行手続きや家事審判上の履行確保手続きを利用することが必要であり、多くの労力や時間を費やすくてはならない。日本の母子家庭の多くが養育費を受け取っていない状況や非監護親が子どもとの交流が断たれてしまう状況は、欧米諸国と制度面での違いがあり、特に協議離婚における手続きと深く関係していることがわかった。その相違点は欧米諸国では非監護親の扶養義務を厳しく追求しているのに対して、日本の場合は母親の任意にまかされている点である。多くの国が養育費履行確保制度を設けており、養育費を支払うことが親の義務として法制化し、システム化されているので簡易な手続きで養育費を確保できる。このように養育費未払いや面会交流の問題を掘り下げていくと、欧米諸国では共同親権・共同監護制を探っているがゆえに、養育費や面会交流などが法律に規定され、非監護親が養育責任を果たすのが当たり前という社会規範も定着しているのではないかと考えた。

次の第2章では「日本のひとり親家庭と離婚をめぐる現状」についてまとめた。

日本の離婚において妻が親権を行う場合が約8割であり、離婚後、父子家庭よりも母子家庭になる割合が多い。日本の離婚は協議離婚（約9割）がほとんどだが、養育費の取り決めをしている割合が低い（全国母子世帯等調査によれば4割弱）。それに対して、調停・審判離婚等では養育費の取り決め率（約8割）が高いことを指摘した。養育費を受けている母子世帯は約2割であり、受けていない母子世帯の方が圧倒的に多い。また当事者団体の調査では面会交流をしている非監護親ほど養育費を

支払っており、面会交流の継続が養育費支払いの履行と結びついていることを指摘した。その結果、面会交流と養育費の問題は切り離して考えられないことが示唆された。

続いて第3章「ひとり親家庭の福祉施策と養育費履行確保制度との関係」では、国がひとり親家庭の生活保障をしようとする福祉国家においては、養育費という私的扶養義務の追求だけではなく、非監護親が養育費を払わない場合、それを国が立替える養育費立替制度も備わっており、私的扶養だけではなく国家による代替・補充としての公的経済給付もなされていることを指摘した。そして日本の今後の養育費履行確保の検討にあたっては私的扶養義の追求と社会保障（所得保障としての児童扶養手当など）の両方を整備していく必要があると結論づけた。

そして最後の第4章「共同親権・共同監護に関する提言とひとり親家庭の福祉施策」では各団体の調査や意見・提言の内容を整理し、ひとり親家庭の福祉施策と結び付けて考察した。

まずひとり親家庭による養育費に関する調査報告から養育費が支払われない要因とその解決策を表に示すことで養育費を稼ぐための就労支援プログラム、扶養義務の自覚を促す教育プログラム、面会交流のための親の関係調整など、養育費履行のための支援施策を明らかにした。結論として養育費支払いを促進するためには、非監護親をひとり親家庭福祉の対象とし支援することと福祉と司法分野との連携の必要性が導き出された。

次の子どもと引き離された非監護親の当事者団体の調査においては当事者の事例に顕在する問題を取り出し整理した。共同親権・共同監護を採用する国では親が離婚しても子どもは非監護親と会うことを法的に保障しているが、日本の場合はそうした規定はない。調停や審判における紛争解決においても、母性優先主義や子どもの生活環境の継続性を尊重することから非監護の父親は子どもと引き離されてしまうケースが少なくない。こうした日本の調停や審判の在り方は世界の通例から見れば異例との指摘をもとに、日本と世界との認識の違いについて示した。また、ひとり親の当事者団体でも非監護親と監護親のグループでは意見が異なることを指摘した。

最後に日弁連の共同親権・共同監護、養育費支払い制度に関する2つの提言を紹介した。「養育費支払確保のための意見書」が提案する協議離婚届出にあたっての、「養育費取決め届出制度」の新設は親たちの養育費支払いに対する自覚を促す方法であると評価した。本章の小結として共同親権・共同監護に関しては、当事者団体の意見の相違や離婚を経験した子どもたちの意見が聞かれていない点を指摘し、今後、調査や国民的議論を喚起し、具体化が検討されていくべきだと結論づけた。

本論文では日本の離婚後の単独親権・単独監護の問題がひとり親家庭の福祉問題として生成、出現することと密接に関連しており、共同親権・共同監護制度に移行することでひとり親家庭が抱える問題が改善されるのではとの仮定から検証を行った。共同親権・共同監護制度を導入する欧米諸国においては、養育費や面会交流などの取り決めを家庭裁判所や公的機関で認めている。また離婚における親や子どもとの関係調整・心理的サポート、面会交流や養育費に関する教育プログラムなどを司法機関だけではなく福祉機関で実施している国もある。一方、養育費立替制度、養育費履行確保制度においても福祉が取り扱う問題として社会保障関連の法律に規定し、所得保障制度と関連付けて実施する国もある。このように離婚にともなう親権、養育費、面会交流などの問題は司法の問題だけではなく

福祉に関わる問題でもある。子どもの権利擁護の観点からはひとり親家庭福祉施策の対象として非監護親をきちんと位置づけて、子どもへの養育責任を遂行できるような制度的・実践的な方策が検討されることが必要だと思われる。

本論の各章でとりあげた論題は一つ一つを取り出せばそれ自体が論文の主要テーマとなる重要な問題である。しかし本論ではそれぞれを深く追求することよりも日本の離婚後の単独親権・単独監護制度によってもたらされる問題として、ひとり親家庭の福祉施策との関連においてそれらの問題を論じることにねらいがあった。今後においては各テーマを児童家庭福祉問題に関わらせて焦点を絞り精緻に考察していくことが課題である。

(注記)

- (1) 国連子どもの権利委員会では用語を「面会権」から「交流を保つこと」に変更することを提唱しており、多くの国では、面会を意味するaccess(会う権利)という言葉はcontact(交流する)に置き換え、面接交渉という用語は面会交流という言葉が使用されるようになってきている。
- (2) 日本は親権者と監護者が別の場合があるので親権・監護とした。その場合、親権者は法律で定められた範囲の権利義務を負う、監護者は日常の身上監護を行う。外国では親権という用語の代わりに監護(custody)を用い、法定監護者と身上監護者を分けている場合がある。日本の親権には子どもに対する①監護教育権〔民法820条〕(居所指定権〔821条〕・懲戒権〔822条〕・職業の許可〔823条〕を含む)と②財産管理権及び代表権〔824条〕(子ども自身の行う「法律行為」の同意権・法定代理権)の両方を含む。離婚の際は親権者になった方がこの全部を取得するのが原則であるが、「親権」=財産管理権・法定代理権と「監護権」とを切り離して父母がそれぞれを持つことも可能である。子どもの権利条約では親権という言葉は用いられていないが、監護はcare、監護者をThe care of parent(s)としている。
- (3) 福祉士養成講座編集委員会編『児童福祉論』中央法規、1999年、30頁。
- (4) 鈴木隆史「子どもの権利条約と家族法」『ジュリスト』NO.1059、1995年、108頁。
- (5) 前掲書(3)、31頁。
- (6) 前掲書(3)、31頁。
- (7) 財団法人日弁連法務研究財団・離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編『子どもの福祉と共同親権』日本加除出版、2007年、229頁。
- (8) 孝本貢他編『父一家族概念の再検討に向けて』早稲田大学出版部、2003年、164頁。
- (9) 前掲書(4)、109頁。
- (10) 前掲書(4)、112頁。
- (11) 日本の離婚訴訟においては15歳以上の子どもの陳述を聞かなければならない(家事審判規定54条、人事訴訟法32条4項)という規定が設けられている。子どもの手続き上の代理制度の必要性については、子どもの権利条約では子どもを主体者として手続き上位置づけることや、子どもの監護などをめぐる紛争では親子関係が構造上の利益相反になるためや紛争処理結果に正

当性をもたせるために手続き的保障が不可欠であると南方暁は「子どもの利益保護」『法律時報』81巻2号、11頁で指摘する。

- (12) 離婚の種類には協議離婚（夫婦の合意により戸籍法に定めるところの届出によって効力を生ずる婚姻の解消）、調停離婚（家庭裁判所で調停が成立した場合の離婚）、審判離婚（家庭裁判所に離婚調停を提起したが、調停委員会の調停が成立せず家庭裁判所において相当と認める時離婚の審判をした場合）、和解離婚（離婚訴訟において、夫婦が離婚することにより紛争を解決する旨の合意をすることで行う離婚）、認諾知離婚（離婚訴訟において、相手方が離婚請求を認めることで行う離婚）、判決離婚（民法第770条第一項の理由により、離婚の訴えを提起し、離婚の判決が確定した場合）がある。「人口動態統計」（厚生労働省大臣官房統計情報部）より抜粋。
- (13) 日本弁護士連合会「養育費支払確保のための意見書」2004年、7頁.
- (14) 前掲書（13），9頁.
- (15) 前掲書（7），229頁.
- (16) 前掲書（13），5頁.
- (17) 前掲書（13），6頁.
- (18) 前掲書（7），155頁.
- (19) 前掲書（13），6頁.
- (20) 前掲書（8），171頁.
- (21) 神谷遊「家族法が変わる、シリーズ婚姻法改正を考える」『法学セミナー』NO.470,1994年，44頁.
- (22) 前掲書（13），5頁.
- (23) 前掲書（13），6頁.
- (24) 前掲書（13），6頁.
- (25) 善積京子「スウェーデンの家族福祉政策と家族関係の関連性についての研究」（科学研究費補助金研究成果報告書）1999年，31頁.
- (26) NPO法人Wink編『離婚家庭の子どもの気持ち-面接交渉実態調査』日本加除出版、2008年.
- (27) 下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房、2004年. 杉本貴代栄他『シングルマザーの暮らしと福祉政策』ミネルヴァ書房、2009年, 堀真紀子「制度が前提とする家族モデル』『社会福祉学』42(1)2001年, 日本社会福祉学会. 善積京子「スウェーデンの家族福祉政策と家族関係の関連性についての研究」（科学研究費補助金研究成果報告書）1999年, をもとに表筆者作成
- (28) 杉本貴代栄他『シングルマザーの暮らしと福祉政策』ミネルヴァ書房、2009年, 45頁.
- (29) 善積京子「スウェーデンの家族福祉政策と家族関係の関連性についての研究」（科学研究費補助金研究成果報告書）1999年，31頁.
- (30) 大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店、2004年, 224頁.

- (31) 下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房, 2004年, 29頁.
- (32) 堀真紀子「制度が前提とする家族モデル」『社会福祉学』42(1)2001年, 日本社会福祉学会, 70頁. 「私的扶養義務追求制度」として非監護親から「養育費を公的に立替たり徴収したりする制度」をあげている。日本が私的扶養義務追求制度をもたないとするのは、強制的に養育費を徴収する制度をもたないからとしている。
- (33) 前掲書 (32), 74頁.
- (34) 前掲書 (31), 193頁.
- (35) NPO法人しんぐるまさあず・ふおーらむ「別れた父と養育費」, 2006年.
- (36) 日本のひとり親家庭の福祉施策は「母子及び寡婦福祉法」にもとづき、「配偶者のない女子」(準ずるものを含む)とその子どもを対象とした母子家庭、寡婦などを対象としている。しかし近年になり父子家庭の生活問題が注目されるようになり、法律を一部父子家庭に援用する形で父子福祉施策が講じられるようになった。ちなみに同法の定義(第6条)で「母子家庭等とは母子家庭及び父子家庭をいう」と父子家庭が法に規定されたのは平成14年の法改正においてである。また、同年の法改正では従来なかった非監護親についての規定、「児童を監護しない親」の「扶養義務の履行」(第5条)が盛り込まれた。日本においては離婚し子どもと別れ扶養していない男性は、社会通念としてひとり親というよりも離婚経験のある独身者という見方の方が強いのではないだろうか。
- (37) 英: parental alienation syndrome 略称 (PAS) は両親の離婚や別居等の原因により子どもを監護している監護親がもう一方の親である。非監護親に対する誹謗や中傷、悪口などマイナスのイメージを子どもに吹き込むことで子どもをマインドコントロールしたり洗脳し、子どもを片方の親から引き離すように仕向け、結果として正当な理由もなく子どもを非監護親に会えなくさせている状況のことをさす。PASを提唱したガートナーは引き離しを企てている親の行為は子どもに対する精神的虐待であると指摘している。アメリカ精神医学会の診断と統計マニュアル」(DSMIV)ではPASは掲載されておらず、医学的には症候群や疾患として認定されていない。
- (38) 有子夫婦が協議離婚をする場合、夫婦は離婚届出に際し、養育費の額及びその支払方法に関する合意書を届出できる制度。
- (39) 合意書を届け出たがその履行がなされない場合、権利者は家庭裁判所に養育費の支払命令を申し立てることができる制度。
- (40) 離婚後及び婚外子に対する養育費が支払われない場合、国が養育費請求権を譲り受けて、養育費の一定割合または一定金額を権利者に給付し、国の債権として取り立てる制度。
- (41) 大沼洋一「単独親権VS 共同親権」『調停時報』169号, 日本調停協会連合会, 2008年, 93頁.
- (42) 前掲書 (7), 299頁.

(参考文献)

- NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ『別れた父と養育費』, 2006年.
- NPO法人Wink編『離婚家庭の子どもの気持ち-面接交渉実態調査』日本加除出版, 2008年.
- 大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店, 2004年.
- 大沼洋一「単独親権VS共同親権」『調停時報』169号, 日本調停協会連合会, 2008年.
- 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク「なぜ会えないの?離婚後の親子」2008年.
- 孝本貢他編『父一家族概念の再検討に向けて』早稲田大学出版部, 2003年.
- 財団法人日弁連法務研究財団・離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編『子どもの福祉と共同親権』日本加除出版, 2007年.
- 下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房, 2004年.
- 神谷遊「家族法が変わる、シリーズ婚姻法改正を考える」『法学セミナー』NO.470, 1994年.
- 杉本貴代栄他『シングルマザーの暮らしと福祉政策』ミネルヴァ書房, 2009年.
- 鈴木隆史「子どもの権利条約と家族法」『ジュリスト』NO.1059, 1995年.
- 高橋千代「児童扶養手当制度の動向」『兵庫大学短期大学研究集収録』39号, 2005年.
- 棚村政行「親権法の改正をめぐって」『Law & Practice』第2号, 2008年.
- 中田照子他『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書房, 1997年.
- 二宮周平「別居・離婚後の親子の交流と子の意志」『戸籍時報』NO.581, 2005年.
- 日本子ども家庭総合研究所編『日本子どもの資料年鑑2009』KTC中央出版, 2009年.
- 日本弁護士連合会「養育費支払確保のための意見書」2004年.
- 福祉士養成講座編集委員会編『児童福祉論』中央法規, 1999年.
- 堀真紀子「制度が前提とする家族モデル」『社会福祉学』42(1)2001年, 日本社会福祉学会.
- 善積京子『スウェーデンの家族とパートナー関係』青木書店, 2004年.
- 善積京子「スウェーデンの家族福祉政策と家族関係の関連性についての研究」(科学研究費補助金研究成果報告書) 1999年.
- 若林昌子「親権・監護紛争における子どもの手続き上の代理人」『法律時報』81巻2号, 日本評論社, 2009年.